

普通預金

2022年 6月22日現在

商品名	普通預金
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・ 個人のお客様は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・ 法人のお客様は、総合課税となります。
未利用口座	・ 普通預金規定および貯蓄預金規定の改定以降（2021年6月1日以降）に開設した口座で、2021年6月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該預金の利息入金および本手数料の引き落としを除く）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座および貯蓄預金口座 ただし、以下の①～④のうちいずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。 ①残高が10,000円以上である場合 ②同一取引店で、他に預かり金融資産（定期性預金、国債、保険等）または借入（カードローン契約を含む）がある場合 ③口座の名義人が未成年の場合 ④後見制度支援預金の場合 * 普通預金口座は、決済用普通預金口座、総合口座を含みます。 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻し未利用口座にあたっては、当金庫所定の手数料を徴求します。（詳しくは、当金庫HP内の「手数料一覧」をご覧ください。）
付加できる特約事項	・ 「総合口座の取扱」…個人のお客様は定期預金（自動継続扱いのもの）および定期積金を担保として、その預金の90%（最高500万円）まで融資を受けることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率） ・ マル優の対象商品です。
中途解約時の取扱い	—————
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

預-1

広告等承認24-33号